



基発第0828008号
平成15年8月28日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公 印 省 略)

労災診療費算定基準の一部改定について

労災診療費の算定については、昭和51年1月13日付け基発第72号「労災診療費算定基準について」（最終改正平成14年11月19日付け基発第1119004号）をもって取り扱ってきたところであるが、健康保険法（大正11年法律第70号）の規定による診療報酬点数表の一部改正（平成15年5月29日厚生労働省告示第216号）が行われたこと等の諸般の事情を考慮し、今般、労災診療費算定基準の一部を下記のとおり改め、平成15年9月1日以降の診療に係るものから適用することとしたので了知の上、関係職員及び医療機関等に対する周知に努めるとともに、その取扱いに遺漏なきを期されたい。

記

- 1 記の1中「平成14年3月8日厚生労働省告示第71号」を「平成15年5月29日厚生労働省告示第216号」に改める。
- 2 記の1（4）を次のように改める。
再診料 1,370円